

## ○電気通信紛争処理委員会運営規程

平成十三年十一月三十日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

最終改正 平成二十四年三月三十日  
電気通信紛争処理委員会決定第一号

### (目的)

第一条 電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関する定めを定めるものほか、この規程の定めるところによる。

### (会議)

第二条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員等（委員及び議事に關係のある特別委員をいう。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知する。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員等にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。この場合においては、委員長はその議事について次に招集する会議に報告しなければならない。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

### (指名の欠格)

第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な關係にあるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第百五十四条第三項（法第五十六条第一項及び第二項、第一百五十七条第二項及び百五十七条の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十七条の三十五第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第一百四十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定するあつせん委員又は法第二百五十五条第二項（法第二百五十六条第一項及び第二項、第一百五十七条第四項及び百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第二百四十二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名しない。

- 一 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。
- 二 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
- 三 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。

委員会は、既にあつせん委員又は仲裁委員の指名をされた委員又は特別委員が前項の特別な關係にあることが分かつたときは、速やかに当該指名を解除する。

3 前二項の規定は、仲裁委員を、当事者が合意によって選定した者につき指名する場合には、適用しない。

### (回避)

第三条の二 委員及び特別委員は、前条第一項各号に規定する場合のほか自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない。

### (代理人及び補佐人)

第三条の三 当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

3 2 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。  
3 当事者又は代理人は、あつせん委員及び仲裁廷（三人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。）の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

### (手続の分離又は併合)

第三条の四 あつせん委員又は仲裁廷は、適當と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あつせん又は仲裁の手續を分離し、又は併合することができます。

（あつせんをしない場合等の通知）

第四条 委員会は、法第二百五十四条第一項（法第二百五十六条第一項及び第二

項、第一百五十七条第一項及び第一百五十七条の二第二項、電波法第二十七条の三十五第一項並びに放送法第一百四十一項第一項において準用する場合を含む。)の規定により、あっせんをしないものとしたときは、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあっせんを打ち切ったときも、同様とする。

(あっせんの答弁書の提出期間の指示)

**第四条の二** 委員会は、電気通信紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五条の規定により通知するときは、相当の期間を指定して答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。

(複数のあっせん委員によるあっせんの審理の指揮)

**第四条の三** 複数のあっせん委員が指名された場合は、あっせんの審理の指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任する。

**(委員等に関する事実の開示)**  
第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第一百五十五条第二項(法第一百五六条第一項及び第一百五十七条第四項及び第一百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第一百四十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

2 前項の開示は、電気通信紛争処理委員会令第八条の規定による名簿の写しを送付する際に行なうほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行なう。

**第五条 削除**

(仲裁手続の準則)

**第五条の二** 仲裁廷は、この規程に定めるところによるほか、当事者が別段の合意をしている場合を除き、委員会が別に定める準則に従つて仲裁手続を行う。

2 仲裁の当事者は、前項の準則と異なる別段の合意がある場合は、仲裁廷の求めに応じ、その合意の内容を記載した書面を提出しなければならない。

(準備手続)

**第六条** 仲裁の審理の指揮を行う仲裁委員は、必要があると認めるときは、仲裁委員の一人又は二人をして争点若しくは証拠の整理その他の準備手続を行わせることができる。

2 仲裁の審理期日に仲裁委員の一人又は二人が欠席したときは、出席した仲裁委員は、前項の準備手続を任意に行なうことができる。

3 前二項の規定により準備手続を行つた仲裁委員は、当該準備手続の後ににおける最初の審理期日までに、他の仲裁委員に對しその結果を報告しなければならない。

(和解の勧告)

**第七条** 仲裁廷は、当事者双方の承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であつても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる。

2 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の和解の勧告を、仲裁委員の一人又は二人をして行わせることができる。

(仲裁判断)

**第八条** 仲裁判断には、次の各号に掲げる事項を記載し、仲裁委員がこれに署名しなければならない。ただし、第四号及び第五号については、当事者がこれを記載することを要しない旨を特に合意している場合及び次項に規定する場合においては、この限りでない。

一 当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名)及び住所

二 代理人があるときは、その氏名及び住所

三 主文

四 事実

五 理由

六 仲裁判断の年月日及び仲裁地

2 仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあつたときは、その和解の内容を仲裁判断とすることができます。

## (証拠資料の閲覧)

**第八条の二** 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会の事務局において閲覧できるようとする。

### (諮詢を要しない事項)

**第九条** 法第百六十条ただし書に規定する委員会への諮詢を要しない事項は、委員長が軽微な事項として個別に認定したものとする。

### (諮詢及び答申並びに勧告)

**第十条** 委員会に対する諮詢は、総務大臣は文書をもつて行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。  
2 委員会が総務大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもつて行う。  
3 委員長は、委員の中から起草委員を命じ、答申及び勧告の案の起草をさせることができる。  
4 答申及び勧告には、委員の間において見解の分かれる事項については、複数の意見を並記することができる。

### (意見の聴取)

**第十一条** 委員会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取することができる。  
2 前項の場合において、委員会は、必要と認めるときは、広く意見を募集することができる。  
3 委員会は、意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見を参考とする。

### (会議の公開)

**第十六条** 会議（招集して開催するものに限る。次項において同じ。）は、会議を開催することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。  
2 前項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

### (不利益処分に関する調査審議)

**第十三条** 委員会は、不利益処分に関する審議に当たり、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の聽聞の審理の経過を記載した調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された聽聞の主宰者の意見を参考

とする。

### (議事録)

**第十四条** 委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項（文書その他の方法により、会議の議事を行った場合においては、第一号に掲げる事項のうち開催の場所並びに第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載する。

- 一 開催の年月日及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員及び特別委員の氏名
- 四 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名
- 五 出席した関係職員の所属及び氏名
- 六 議題
- 七 調査審議の内容
- 八 議決事項
- 九 その他必要な事項

2 前項の議事録は、出席した委員及び特別委員の確認を得て作成し、委員長の承認を得るものとする。

### (議事録等の保存)

**第十五条** 前条第二項の規定により委員長の承認を得た議事録（以下「会議の議事録」という。）及び会議で使用した資料は、委員会の事務局において保存する。

### (会議の議事録の公表)

**第十七条** 会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公開

とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しく

は第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他

の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公表する。

2 前項の規定により委員長が会議の議事録を非公開とする場合を除く。

3 会議の議事録の公表までの間、委員会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公表する。

(会議で使用した資料の閲覧)

**第十八条** 会議で使用した資料は、第十六条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、委員会の事務局において一般の閲覧に供する。

2 前項の規定により委員長が会議で使用した資料を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

(あつせん又は仲裁の手続に係る資料の非公開)

**第十九条** あつせん又は仲裁の手続においてあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が作成し、又は取得した資料は、公開しない。

2 前項の規定に関わらず、委員会は、あつせん又は仲裁の当事者がその公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、前項の資料を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。

(あつせん及び仲裁の手続に関して知ることができた事実の公表)

**第二十条** 委員会は、あつせん又は仲裁の手続に関してあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた次の事実を公表することができる。

一 あつせん又は仲裁の申請の受理の年月日

二 あつせん又は仲裁の手続の終結の年月日 (手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日)

三 あつせん又は仲裁の手続に関する主な経過、当事者の氏名 (当事者が

法人であるときは、その名称)、当事者の主な主張及び結果の概要

2 前項第三号の事実の公表は、次の場合に限り行うことができるものとする。

一 あつせん又は仲裁の当事者がその公表を承諾する場合

二 前号に規定する場合の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

3 第一項第三号の事実の公表は、事件の性質を勘案し、処理の終結の後の適当な時点に行うものとすることができる。

2 法人であるときは、その名称)、当事者の主な主張及び結果の概要

2 前項第三号の事実の公表は、次の場合に限り行うことができるものとする。

一 あつせん又は仲裁の当事者がその公表を承諾する場合

二 前号に規定する場合の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

3 第一項第三号の事実の公表は、事件の性質を勘案し、処理の終結の後の適当な時点に行うものとすることができる。

附 則

〔平成十四年二月二十六日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号〕

2 1 この決定は、平成十四年二月二十七日から施行する。

2 2 この決定の施行の際にされているあつせんの申請に係る審理については、本決定の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則

〔平成十四年六月二十五日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号〕

この決定は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則

〔平成十五年二月十日  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号〕

この決定は、平成十五年二月十一日から施行する。

## 附 則

〔平成十五年十月三日〕  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

- 1 この決定は、平成十五年十月三日から施行する。ただし、第二条の規定については、仲裁法（平成十五年法律第百三十八条）の施行の日〔平成十六年三月一日〕から施行する。
- 2 第一条の規定による改正の後の規定は、この決定の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用し、第二条の規定による改正の後の規定は、同条の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用する。

## 附 則

〔平成十六年三月十五日〕  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十六年四月一日から施行する。

## 附 則

〔平成十六年十一月三十日〕  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

## 附 則

〔平成二十一年三月十八日〕  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 附 則

〔平成二十三年六月二十八日〕  
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

- この決定は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日〔平成二十三年六月三十日〕から施行する。

## 附 則

〔平成二十四年三月三十日〕  
電気通信紛争処理委員会決定第一号

この決定は、決定の日から施行する。